

EU保険事業者再建清算指令について

山本裕子

I はじめに

11000年に公表されたEUの倒産規則 (Insolvency Regulation)⁽¹⁾ は、保険会社、信用機関 (credit institutions : 主要な業態として銀行を挙げている。)、第111号のために資金または証券を保管する役務を提供する投資会社、および集団的投資企業という四つの類型の金融機関をその適用対象から除外している。同規則では、このようない事業者を除外した趣旨として、これらの事業者が特別の制度に服し、かつ、ある程度まで、各国の監督機関が非常に広範囲にわたる介入権を有していくことをあげる (前文9項)。

この事業者のうち、保険会社については、11001年3月に保険事業者再建清算指令 (directive on the reorganization and winding-up of insurance undertakings: 以下では、「保険会社倒産指令」とする。) が公表され、11000年4月までに各加盟国において国内法化が行われるゝことなり、銀行等の信用機関については、11001年5月にいわゆる銀行倒産指令 (directive on the reorganization and winding-up of credit institutions) が公表されてゐる。

本稿は、保険会社倒産指令における若干の検証を試みる所を述べ、各加盟国における保険会社の破綻処理に関する法

制度の研究に資するものとする目的とする。

一 指令の基本となる原則

EUでは、第一次生命保険指令⁽⁵⁾および第一次損害保険指令⁽⁶⁾によつて保険会社の単一の事業免許制度を設けて以来、保険会社は事業免許を付与された加盟国（以下、「設立本国」という。）の監督に服するというシステムを作り上げるとともに、EU域内での元受保険事業の開始および遂行に関する法律、規則、行政について協力するための法的枠組を構築してきた。しかし、保険会社倒産指令は、保険会社の再建措置および清算手続に関する各加盟国の国内法のハーモナイゼーションを図ることを目的とするというよりもむしろ、加盟国間での保険会社の再建措置および清算手続に関する相互承認を保障することを目的としている。相互承認は、倒産単一主義の採用、倒産普及主義の採用、協力、公告、および保険契約者の平等な取扱い・保護を通じて達成されるものと考えられている（前文(9)項参照）。

(1) 倒産単一主義

倒産単一主義とは、債務者の破産について決定する権限のある裁判所は、その本社、登記した事業所、または主たる利益の中心地が存在する国の裁判所のみである、という原則である⁽⁷⁾。保険会社倒産指令では、当該保険会社が事業免許を付与された国でのみ、再建措置または清算手続を開始することが可能であるとしている（前文(10)項参照）。一方で、第一九条以下では、労働契約、不動産を使用または取得する契約等については、設立本国以外の加盟国の法を適用するものとしている。

銀行についてみると、EU加盟国で設立された銀行とその支店は、事業免許を付与された国の監督機関による監督に服する「統一体（single entity）」を構成すると位置づけられ、倒産単一主義を採用している。このような構成をとら

ないと銀行監督を行う設立本国の立法政策が銀行倒産という局面において実現できなくなり、その結果として、預金者・投資家の保護のみならず、金融システム全体の安全性・信頼性の保証も実現できなくなる危険性がある。このような事態が生じてしまうと、域内で設立された銀行は設立本国の監督・ルールに従いながらEU域内でサービスの提供、支店の営業を行うという原則（Home Country Control Rule）を、銀行の倒産時に維持することができなくなってしまうからであるとされる。⁽⁸⁾

保険会社についても、事業免許を付与した設立本国の監督・ルールに従うという原則を採用しているため、倒産単一主義を採用した趣旨は同様であろう。

（2）倒産普及主義

倒産普及主義とは、倒産手続開始の法的効力は、倒産者の財産または拠点の存在する他の国にも及ぶという原則である。倒産普及主義によれば、倒産者の全ての資産について、債権者の順位などを含む倒産の要件および効果が倒産準拠法によって決定されることとなる。倒産規則では、修正された倒産普及主義を採用している。修正された倒産普及主義とは、原則として、外国に所在する資産も含めた全ての倒産者の資産について、特定の国（例えば主たる利益の中心地）においてEU域内全体で効力を有する倒産手続（主倒産手続）を開始した後に、後発的付隨的手続と呼ばれる属地的倒産手続を開始することができ、このことによつて国外の債権者の権利保護を図るというものである。⁽⁹⁾

保険会社倒産指令では倒産普及主義を採用し、設立本国以外の法が適用されるのは指令第一九条以下に掲げられる場合に限定され、この場合に限つて、設立本国の国外に存在する債権者（例えば労働債権の債権者など）を保護するために例外的な取扱いが許容されうる。

（3）保険契約者の保護

保険会社倒産指令では、元受保険の保険契約者は、破産手続において最大限尊重されるべき」とを指摘し、加盟国における国内法化に際して、他の債権者に対し保険金請求者（保険契約者、被保険者、賠償責任保険の場合の被害者等が含まれる（第二条(k)参照）。以下、「保険契約者等」という。）に特別の先取特権を認めるべき」とを要請している（前文⁽¹³⁾項参照）。保険会社倒産指令では、保険会社の倒産に際して保険金の支払いを保証する旨を要求していないが、銀行倒産指令には存在しない保険契約者等の先取特権を認めている。この先取特権を認めた趣旨として、銀行預金の場合のように、指令の中で支払保証制度について触れていない点を指摘する見解がある。⁽¹⁰⁾

なお、どのようなかたちでこの先取特権を具体化するかは、各加盟国の裁量に委ねられている。⁽¹¹⁾

III 指令の概要

保険会社倒産指令は、全体を四章に分けて規定している。第一章は適用範囲および定義について規定し、第二章に再建措置に関する規定、第三章には清算手続に関する規定をおき、第四章では再建措置および清算手続に共通の規定を定めている。以下では、主要な条項について順次紹介し、若干の検討を試みる。

1 本指令の適用範囲および定義

(1) 本指令の適用対象

第二条(a)では、本指令が適用される「保険事業者（insurance undertakings）」について、第一次損害保険指令第六条および第一次生命保険指令第六条にいう保険会社であると定義する。これらの指令では保険会社とは元受保険会社を指し、再保険会社は除外されている。そこで再保険会社については倒産規則によって規律されることとなるが、英国で

は通常、保険事業という文言に元受保険と再保険の双方を含めているため、英國で事業免許を取得し、元受保険と再保険の双方の引受けを行っている事業者は、本指令の適用対象となりうる。ただしこの場合には、英國で事業免許を取得していても、元受保険の引受けの実績・実態のない保険会社をどのように扱うべきか、という点が不明確なままであるという指摘がある。この論者によると、このような事業者は元受保険の事業免許を返上させた上で倒産規則に則って処理すべきであろうとされる。⁽¹²⁾

第一条第二項によれば、EU域外の第三国に本社を有する保険会社の支店で、二以上の加盟国に所在するものに対しても本指令が適用される。この場合、設立本国は支店の所在する加盟国とし、後述する監督機関については当該加盟国のものと扱われる（前文⁽²⁸⁾項参照）。また、このような保険会社の支店が二以上の加盟国に所在するときには、これらの各支店は独立しているものと扱われる（前文⁽²⁹⁾項参照）。

(2) 再建措置

再建措置とは、① 行政または司法当局による介入を含み、② 当該保険会社の財務状況の維持または回復を企図するものであって、③ 第三者の既存の権利に影響を及ぼすものをいう。再建措置には、弁済禁止、執行停止、債務の減免が含まれる（第二条(c)）。

ここにいう行政または司法当局による介入とは、各加盟国の監督機関が当該国の保険監督法規に基づき、保険会社の経営危機に際して行う介入⁽¹³⁾とは全く異なるものであることを明らかにしている（前文⁽⁸⁾項参照）。監督機関については、第三次損害保険指令⁽¹⁴⁾第一条(k)および第三次生命保険指令⁽¹⁵⁾第一条(1)と同趣旨のものであるとしている（第二条(h)）。

再建措置を実行するのは管財人であり、担当当局によつて指名される（第二条(i)）。

(3) 清算手続

清算手続とは、加盟国の行政または司法当局の監督の下で保険会社の財産を換価し、債権者に分配することを目的とする集団的手続であつて、和議により終結する手続、ならびに強制清算、および任意清算の双方を含むものである（第二条(d)）。清算手続の開始の決定は、設立本国の担当当局のみが行うことなどが（倒産単一主義）、手続の効果はEU域内全てにおいて効力を有し、他の全ての加盟国によつて承認される（倒産普及主義）という原則が示されている（前文(10)項参照）。

再建措置が開始されることによつて清算手続の開始が阻害されることはなく、清算手続は再建措置をとることなく、または再建措置に引き続いて、実行されうる（前文(6)項）。

清算手続を実行するのは清算人である（第二条(j)）。

2 再建措置に関する規定

(1) 再建措置の開始

指令第四条第一項では、保険会社の設立本国の担当当局のみが他の加盟国に所在する支店も含めて当該保険会社の再建措置を決定することができるとして、倒産単一主義の採用を明らかにしている。また、同条第三項および第四項において、再建措置は設立本国の法に従つて、他の加盟国に所在する第三者を含めて、EU域内全体において更なる手続を経ることなく効力を有するとして、倒産普及主義をとることも明らかにしている。第三項では、他の加盟国の国内法が再建措置について定めておらず、また、相手国の国内法で定めた再建措置実施のための要件を充足していないとしても、設立本国による再建措置の決定は有効なものとしている。

準拠法については本条第二項でも銀行倒産指令においても、再建措置に関して同様の規定をおいている。また、清算

手続に關しては、後述するよう、本指令も銀行倒産指令も設立本国の法が適用される場合を列挙する方式で規定している。このような規定の形式の違いは倒産規則に倣つたものであるが、この点については、修正された倒産普及主義を採用する倒産規則と倒産普及主義を原則とするこれらの指令の相異を慎重に検討した結果ではないのではないか、と指摘する見解がある。⁽¹⁶⁾

準拠法については、指令第一九条乃至第二六条で別途定めのある場合を除いて、設立本国の法、規則、手続に従つて行われるものとしている（第四条第二項）。

（2）監督機関への通知

設立本国の行政または司法当局は、再建措置の開始前に、それが不可能であったときには開始後速やかに、当該国の監督当局に対して再建措置の開始について通知しなければならない。通知を受けた監督当局は他の加盟国の監督当局に対し、再建措置の開始、および当該措置の予想される実質的効果について通知する（第五条）。

（3）公 告

設立本国の行政または司法当局、管財人、もしくは設立本国において権限を与えられている者は、設立本国において再建手続の実施に対して異議申立てが行なわれる可能性があるときには、再建措置の決定について設立本国で定められた方法に従つて公告を行うとともに、可及的速やかに歐州共同体官報に決定の概要を掲載することとされる。また、指令第五条に基づき再建措置の開始について情報を得た監督当局は、各国の国内において、適切な方法で公告を行うことができる（第六条第一項）。

公告の方法を「設立本国において定められた方法」としているため、再建措置の開始を決定した国の国内法に公告に關する定めがないときには、設立本国は本指令に基づいて公告する義務はないと解され⁽¹⁷⁾、また、指令では公告に関する

国内法の規定を設けることまでは要求していない。

銀行倒産指令では、再建措置を開始する決定の概要は、可能な限り迅速かつ適切な経路を通じて欧洲共同体の公告担当部局、および二種類の全国紙に送付され、送付から二週間以内に、欧洲共同体官報に公告される（銀行倒産指令第六条第二項・第三項参照）という規定をおいているのに対して、保険会社に適用される本指令では、公告の媒体等に関するこのように詳細な規定はおいていない。

公告の中で、設立本国の担当当局、本指令第四条第二項に定めのある準拠法、管財人を明らかにする必要がある（第六条第二項）。同項では、公告の内容のみならず、使用言語についても規定をおいている。公告に用いられる言語は、設立本国の公用語、または公告を行う加盟国の公用語のうちの一つである（第六条第二項）。

第六条第三項では、設立本国の行政または司法当局、もしくは当該国の法が別段の定めをしていない限り、再建措置は公告の有無に関わらず通用し、かつ、債権者に対して完全に有効であると規定し、原則として公告を承認要件とはしていいない。⁽¹⁸⁾ 公告は、設立本国以外の国において、再建措置が法的効力を有するための要件となるものではないとされる。⁽¹⁹⁾

(4) 知れたる債権者への通知

指令第七条では、再建措置の開始を決定した設立本国に住所、居所、本社を有する債権者と、それ以外の加盟国に住所、居所、本社を有する債権者との間の平等な取扱いを保障する。第一項では、設立本国の法で債権の承認のための届出を必要とするとき、または債権の強制通知を定めているときには、国外に住所、居所、本社を有する知れたる債権者に対しても、本指令第一五条および第一七条第一項に従って通知を行うものとしている。第二項では、設立本国の法で債権届出権または当該債権の説明書提出権を定めているときに、国外に住所、居所、本社を有する債権者も、本指令第一六条および第一七条第二項に従って、当該権利を行使できるものとしている。

3 清算手続

本指令の第三章（第八条以下）では清算手続に関する規定をおいている。清算手続に関する規定の中には、銀行倒産指令などと比較して特徴的な、保険契約者保護の目的のために設けられた規定がある。

(1) 清算手続の開始

第八条では、設立本国の行政および司法当局のみが、他の加盟国内に所在する支店も含めて、当該保険会社の清算手続の開始を決定する権限を有する（第一項）として、倒産単一主義の採用を明らかにしている。同条第二項では、清算手続の開始に関する設立本国の決定は、更なる手續を要することなく、EU域内で承認され、効力を有すると規定し、倒産普及主義を採ることが明らかになつてている。

同条第三項では、再建措置に関する第五条の規定と同様に、監督当局への通知に関する規定をおいている。設立本国の監督当局は、清算手続の開始前、それが不可能であれば可及的速やかに、清算手続の開始について通知を受け、この通知を受けた当該国の監督当局は、他の加盟国の監督当局に対しても、清算手続の開始およびその実質的効果について通知しなければならない（第八条第三項）。

前述のように銀行倒産指令では、再建措置の開始に関する公告について公告の媒体等に関する詳細な規定をおいているのに対しても、清算手続の開始に関する公告はこの点について保険会社倒産指令と同様に規定している（銀行倒産指令第九条参考⁽²⁰⁾）。このような差異が生じている趣旨・根拠は不明である。

(2) 準拠法

準拠法については、再建措置に関する第四条第二項の規定と同様に、本指令第一九乃至第二六条に別段の定めのない限り、清算手続およびその効果は、設立本国の法、規則、手続によるものとしている（第九条第一項）。ただし、清算

手続においては、設立本国の法が決定する事項として、とくに以下のものを列挙している（第九条第二項）。

- (a) 破産財団に帰属する財産の範囲、および清算手続の開始後に保険会社が取得した財産の処理
 - (b) 保険会社および清算人のそれぞれの権限
 - (c) 相殺の要件
 - (d) 保険会社が当事者となつている現に有効な契約に対して清算手続が及ぼす効果
 - (e) 本指令第二六条に規定のある訴訟継続を除き、個別の債権者が開始した手続に対する清算手続の効果
 - (f) 保険会社に対して届出をする債権、および清算手続の開始後に生じた債権の処理
 - (g) 債権の届出、審査、確定に関するルール
 - (h) 財産の換価から生じる利益の配分、債権の順位、および清算手続開始後に物的権利または相殺によつて部分的に満足を得た債権者の権利に関するルール
 - (i) 和議による清算手続の終結の要件および効果
 - (j) 清算手続終結後の債権者の権利
 - (k) 清算手続の費用を負担すべき者
 - (l) 全ての債権者を害する行為の無効、否認、または相対的無効に関するルール
- 保険会社の清算手続において設立本国の法が準拠法としてEU域内で適用されるとする倒産準拠法の原則が第九条第一項に示されているにもかかわらず、第二項では倒産準拠法が適用される場合について一二項目を特に例示している。準拠法に関する規定は再建措置にも定めがあるが、このような例示は清算手続に関する第九条にのみおかれている。銀行倒産指令でも同様に、清算手続についてのみこのような規定をおいているが、これらの例示は倒産規則を踏襲したも

のである。この点に関しては前述のような指摘がある。

(3) 保険契約者保護を目的とした規定

保険会社倒産指令が銀行倒産指令等と比較して特徴的な点として、保険契約者等の先取特権を認めていることがある。その根拠となるのが第一〇条である。本指令の主要原則の一つが保険サービスにおける消費者保護であること、欧州の金融サービス立法における消費者保護の傾向を示すものであることから、第一〇条は本指令を特徴付ける条項の一つといえよう。⁽²¹⁾

第一〇条では、加盟国に対しても保険契約者等に先取特権を与える方法として以下の二つの選択肢を挙げており、加盟国はそのいずれかを選択することが可能である。

第一の選択肢は、保険会社の技術的準備金 (technical reserves) に相当する資産について、保険契約者等に絶対的な先取特権を認める方法である（第一〇条第一項(a)）。技術的準備金とは、保険金を支払う可能性に備える資金で、英国有りでは、未経過保険料準備金、未経過危険準備金、支払準備金、およびIBNR準備金の積立てが要求されている。⁽²²⁾

第二の選択肢は、保険契約者等は、(i) 労働契約または労働関係に基づく労働者の債権、(ii) 公租、(iii) 社会保障システムの債権、(iv) 物的権利の対象となる資産についての債権⁽²³⁾を除いて、保険会社の全ての資産に対する先取特権を有するとするものである（第一〇条第一項(b)）。加盟国がこの第二の選択肢を採用するときには、保険会社は技術的準備金に加えて、保険金請求権に優先するものとされている債権に相当する資産を積み立てておく必要がある（第一二条参照）。このことによつて、保険契約者等に対する支払いをより確実にし、第一の選択肢（第一〇条第一項(a)）を選択した加盟国と比較して不利益な扱いではなくなる。

保険会社倒産指令の施行前に保険契約者等の先取特権を取り入れている加盟国も存在するが、この先取特権

に関する条項の施行は、英國、ドイツ、およびスウェーデンの実体法に大きな変化を生じさせる可能性が示唆されている。⁽²⁴⁾

第一〇条第二項では、加盟国は保険会社の清算手続に係る費用の全部または一部について、保険金請求権に優先する先取特権を認めることができると規定している。

第一一条は支払保証スキームとの関係についての規定である。支払保証スキームとは、英國の金融サービス補償スキーム (Financial Services Compensation Scheme) のように、破綻保険会社の保険契約者等に対し、給付金の減額もありうるが、一定の金額の支払いを補償するものである。第一一条では、支払保証スキームが清算手続を開始した保険会社に対する保険契約者等の債権を代位したときに、加盟国は、指令第一〇条第一項に基づいて保険契約者等に認められた先取特権を行使して利得を得てはならないと定めることができるとしているので、支払保証スキームが保険契約者等と同等の先取特権を享受する加盟国が存在する可能性もある。

(4) 事業免許の取消

清算手続が開始された保険会社の事業免許は取消される（第一三条第一項）。この事業免許の取消によって清算人の活動が妨げられることはない。清算人の活動は、設立本国の監督当局の同意に基づき、かつ、監督の下で行われるものとされる（第一三条第二項）。单一免許制度が導入済みであるため、この点については本指令が実質的に加盟国の実体法のハーモナイゼーションをする結果となっている。

(5) 公告

清算手続が開始されるときにも、再建措置の開始の場合と同様に公告が行われることとなるが、公告に関する規定は再建措置と清算手続とでは若干異なっている点がある。

第一四条第一項では再建措置に関する公告と同様の規定をおいている。設立本国の行政または司法当局、清算人もしくは当局によつて指名された者は、設立本国の定める手続に従つて清算手続の開始を公告し、その概要を欧洲共同体官報に公告する。本指令第八条第三項の規定に従つて通知を受けた各加盟国の監督当局は、適切な方法で各国の国内において公告をすることができる（第一四条第一項）。ただし、再建措置の開始に関する公告が、「異議申立てが行われる可能性があるとき（第六条第一項）」に限られるのに対し、清算手続開始の公告にはこのような限定はない。

公告において、設立本国の担当当局、本指令第四条第二項に定めのある準拠法、および管財人を明らかにする必要があること、公告に用いられる言語は、設立本国の公用語、または公告を行う加盟国公用語のうちの一つであること（第一四条第二項参照）とする規定は、再建措置の開始に関する公告と同様である。また、再建措置の開始に関する公告と同様に、公告は清算手續が法的効力を有するための前提条件となるものではないと考えられている。⁽²⁵⁾

銀行倒産指令第一五条には、債権者たる銀行の破産を知らずに払込をした債務者の保護について、清算手續開始の公告の前になされた弁済であれば、清算手續の開始について債務者が善意であつたと推定する旨の規定をおいているが、保険会社倒産指令にはこのような規定は存在しない。

(6) 国外の債権者の平等な取扱いの要請

清算手続においても、設立本国に住所等を有する債権者と当該国外に住所等を有する債権者との平等な取扱いが要請され、第一五条では知れたる債権者への通知について、第一六条では債権の届出について規定をおいている。

指令第一五条第一項では、清算手續が開始されたときには、清算人は遅滞なく、設立本国以外に住所、居所、本社を有する知れたる債権者に対して、個別に、書面による通知を行うものとされる。第一項にいう通知には、届出の期限、期限超過の制裁、債権の届出および債権に関する意見書を受付ける機関を示す必要がある（第一五条第二項）。さらに、

保険金請求権者に対する通知では、清算手続が保険契約に及ぼす効力、とりわけ保険契約の失効の期日、保険契約にして被保険者が有する権利または負うべき義務などに関する説明が必要とされている（第一五条第二項）。

第一五条の通知に用いる言語については、第一七条第一項に規定がある。第一五条の通知は、設立本国の公用語のうちの一つによつて行われるものとされ、表題部分に「債権届出の勧誘。届出期限を遵守すること。」という文言がEUで用いられる全ての公用語で記された書式を用いなければならない。また、設立本国の法が債権に関する意見書の提出を定めているときには、「債権に関する意見書提出の勧誘。期限を遵守すること」という文言が、EUで用いられる全ての公用語で表題部に記された書式を用いる必要がある。また、知れたる債権者が保険金請求権を有するときには、本指令第一五条に定める通知は、当該債権者が居住する加盟国の公用語の一つによつて行わなければならぬとされる（第一七条第一項）。

設立本国以外に住所等を有する債権者が、債権の届出、または債権に関する意見書を提出しようとするとときには、債権者が居住する加盟国の公用語によつてこれを行うことが可能であるが、表題部に「債権の届出」、「債権に関する意見書の提出」という文言を設立本国の公用語で記す必要がある（第一七条第二項）。

使用言語について銀行倒産指令と比較すると、保険金請求権を有する債権者に対する債権者の居住する加盟国の公用語を用いるとしていること、また、債権届出書の提出にあたり、設立本国の公用語に翻訳することを求められる可能性がある旨の規定（銀行倒産指令第一七条第二項）をおいていないことなど、使用言語の点でも保険契約者保護を目的とする制度設計を目指していることが伺われよう。

設立本国以外に住所、居所、本社を有する債権者もまた、書面により債権の届出、または債権に関する説明書を提出する権利が認められている（第一六条第一項）。設立本国以外に住所、居所、本社を有する債権者も、設立本国内に住

所、居所、本社を有する債権者と同等の取扱いを受け、同等の順位を与えられる（同条第二項）。

本指令第一六条に示されている、全ての加盟国間での、特に設立本国とその他の加盟国の債権者とを平等に取扱うべきであるという原則は、单一市場創設という目的のため、歐州の立法における最も重要な原則の一つであるとされる。ただし、本指令第一六条は、EU域外に住所等を有する債権者に対しても平等取扱いを保障するものではない。⁽²⁶⁾

(7) 債権者への通知

清算人は全ての債権者に対して、清算手続の進行に関して適切な方法で定期的に通知することが必要とされる（第一八条第一項）。監督機関は設立本国の監督機関に対して、清算手続の進行状況に関する通知を要求することができる（第一八条第二項）。したがって、清算人は設立本国の監督機関に対しても、清算手続の進行状況に関して情報提供を行う必要がある。

4 再建措置と清算手続に共通の規定

(1) 倒産準拠法の例外

本指令第一九条乃至第二六条では、前述した保険会社の清算手続において設立本国の法が準拠法としてEU域内で適用されるとする倒産準拠法の原則に対する例外となる抵触規定を設けている。

第一九条では特定の契約および権利に関する抵触規定として、以下の三つの類型を掲げている。

- (a) 再建措置および清算手続の開始が労働契約および労働関係に及ぼす効果は、労働契約に適用される加盟国の中のみによること
- (b) 再建措置および清算手続の開始が不動産を使用または取得する権利に関する契約に及ぼす効果は、不動産所在地の

加盟国の法のみによること

- (c) 再建措置および清算手続の開始が公簿に登記される不動産、船舶、または航空機に関する権利に及ぼす効果は、当該公簿を管理する権限を有する加盟国の法によること（本項では(a)・(b)と異なり、「のみ (solely)」という文言を用いていない。）

以上の三つの場合については、例外的に設立本国以外の法が適用されることとなる。

第二〇条乃至第二三条には、倒産規則および銀行倒産指令と同様にセーフガード条項²⁷を一括しておいている。

設立本国以外に所在する保険会社の有体または無体財産、もしくは動産または不動産を対象とする債権者または第三者の物的権利は、再建措置および清算手続の開始によって影響を受けないものとされる（第二〇条第一項）。

第二〇条第一項にいう物的権利には、

- (a) 質権または抵当権に基づいて資産を換価し、その収益から満足を得る権利、
- (b) 債権回収のための排他的権利、
- (c) 権利者の意思に反して財産を占有し、または使用している者に対して、当該財産の返還、および／または不当利得の返還を求める権利、
- (d) 資産の果実を取得する物的権利、等が含まれるとされる（第二〇条第二項）。

第二一条は保険会社が当事者となつている所有権留保売買に関する規定である。同条第一項は保険会社が買主となる場合の規定で、保険会社に対し再建措置が開始された時点で、当該手続を開始した国、つまり設立本国の国外に所有権留保売買の目的物が所在するときには、再建措置の開始は相手方売主の権利に影響を与えないとされる（第二一条第一項）。保険会社が売主となる場合については、所有権留保売買の目的物の引渡し後に、設立本国で再建措置または清

算手続が開始されても、設立本国の国外に目的物が所在するときには、手続の開始によつて売買契約は終了せず、買主による所有権取得を妨げないと規定している（第二一条第二項）。

第二二条では、保険会社の債権に関する準拠法において相殺が認められているときに、保険会社の債権を受勧債権とする相殺は、設立本国における再建措置または清算手続の開始が債権者の相殺権に影響を与えないと規定している。

第二三条は、規制された市場において行われた取引について、当事者の権利および義務に対する再建措置および清算手続の開始の影響は、当該取引に適用される法のみによって判断されると規定している（第二三条第一項）。ここにいう「規制された市場」について、本指令には何ら定義規定をおいておらず、この文言については第三次生命保険指令および第三次損害保険指令を参照する必要がある。これらの指令によると、「規制された市場」とは、設立本国によつて規制された市場とみなされる金融市场であつて、当該市場が機能する要件、市場への参入の要件等が監督当局の規則によって定められた市場をいうものとされている。⁽²⁸⁾

第二四条は、全ての債権者を害する行為について第九条第二項(1)の適用を排除する規定である。全ての債権者を害する法的行為の受益者が、

- (a) 当該行為に設立本国以外の法が適用されること、および
 - (b) 当該法が当該行為について争う手段を認めていないこと
- を証明すれば、本指令第九条第二項(1)の規定によらず、全ての債権者を害する行為の無効、否認、または相対的無効について設立本国の法が適用されないこととなる。

第二五条では、再建措置または清算手続の開始後に、保険会社が対価を得て、(a) 不動産、(b) 公簿に登録される船舶・航空機、(c) 権利の移転等に際し国への登録または中央寄託システムに基づく口座への登録等を要する証券もしく

は証券上の権利、等の財産を処分したとき、不動産の所在地、船舶・航空機の登録を行つた公簿の所在地、もしくは証券の登録または寄託システムを監督する国の法によつて処理するものと規定している。この規定の趣旨としては、当該財産の買主となつた第三者を保護することが挙げられる。不動産、船舶、航空機等については第一九条(c)にも規定があるが、本条も第一九条と同様に設立本国以外の法（不動産の所在地の法、船舶または航空機の登録を行つた地の法など）のみが適用されるとは規定しておらず、設立本国の法もこれらの法とともに適用される余地がある。

倒産準拠法の例外を定める規定の最後には、保険会社が管理処分権を失つた財産または権利に関する継続中の訴訟に対する、再建措置または清算手続の開始の効果は、訴訟が継続する国の法のみによつて判断するという規定をおいてい る（第二六条）。

(2) 第三国の保険会社の支店

EU域外に本社を有する保険会社のEU域内の支店について、再建措置および清算手続に関する本指令の適用にあたつて、「設立本国」とは当該支店が事業免許を取得したEU加盟国をいい、「監督当局」と「行政または司法当局」とは、当該国の当局をいうものとされる（第三〇条第一項）。EU域内に複数の支店が存在するときには、それぞれの支店は独立したものとして取扱われる（第三〇条第二項）。

(3) 施行期限

加盟国は、本指令を遵守するために必要な法、規則、行政規定を二〇〇三年四月二〇日までに整備することとされる（第三二条第一項）。この日以降に開始された再建措置および清算手続についてのみ、本指令の適用による各加盟国の国内法の規定が適用される。それ以前に開始された手続に対しては、手続開始の時点で適用される法によつて判断される（第三二条第二項）。

四 小 括

従来のEU保険関係指令では、加盟国の保険関係法規、制度のハーモナイゼーションを図ることを目的とし、またそれを実行してきたのに対して、この保険会社倒産指令は異なるアプローチをとっている。すなわち、保険会社倒産指令は、再建措置および清算手続に関する各加盟国の国内法のハーモナイゼーションを図ろうとするものではなく、各加盟国において必要な協力と手続の相互承認を確実に行うことを目的とする（前文(9)項参照）ものであって、倒産単一主義および倒産普及主義の採用によって、倒産準拠法のルールを明確化しようとするものである。ただしこの保険会社倒産指令においても、免許の取消等の規定（第一三条）では、単一免許制度を導入済みであることから、加盟国の保険監督法規のハーモナイゼーションを図る面も有している。

各加盟国の保険監督法規との関係が問題となる場面としては、第一に、再建措置として管財人によつて行われる保険会社への介入と、国内法である保険監督法規に定められている監督機関による介入との関係が挙げられる。前述のように、両者が全く別個のものであることは本指令が明らかにしているとおりである（前文(8)項参照）。管財人による介入の一環として行う債務の減免では、保険金額または給付金額の削減を含まず、この点については専ら各国の保険監督法規の規定に基づいて行われることとなる。本指令で監督機関への通知（第五条・第八条参照）を定めているのは、他の加盟国への公告の便宜（第六条・第一四条参照）のためばかりではなく、管財人または清算人と協調し、効率的に保険会社の再建または清算を実行するためにも必要な措置という側面もあると思われる。

第二に、先に検討したように、保険契約者等の先取特権および支払保証スキームによる債権の代位などについても、一部の加盟国の保険監督法規または実務に影響を及ぼす可能性がある。この点については、各加盟国における指令の国

内法化について検討する際の課題とやらでいただいたい。

最後に、保険会社倒産指令は銀行倒産指令と同様に、倒産単一主義、倒産普及主義を基本原則として採用している。銀行倒産指令については、倒産普及主義を基本としている、倒産規則に見られる修正された倒産普及主義によって債権者保護の手段として後発的付随的倒産手続を導入してくる歐州国際倒産法秩序との調和を目指したものと評価する見解⁽²⁹⁾があるが、この評価は保険会社倒産指令にもあてはまるものである。保険会社倒産指令の多くは銀行倒産指令と同様の規定を設けているが、保険契約者等に先取特権を認めている点など、保険契約者保護の観点から設けられた規定には、保険会社倒産指令独自のものがある。

本稿において検討した保険会社倒産指令に基いて、各加盟国において行われた国内法化の進展状況については、別稿において検討の機会を持つこととした。

注

- (1) Council Regulation (EC) No 1346/2000/EC OJ L 160, 30/6/2000
- (2) 本指令では「保険事業者 (insurance undertakings)」という用語が使用されるが、保険事業を営む会社以外の組織（組合等）が適用対象となるべきであるが、本稿では、保険会社による表現を用いることとする。
- (3) Council Directives 2001/17/EC OJ L 110, 20/4/2001
- (4) Council Directives 2001/24/EC OJ L 125, 5/5/2001
- (5) Council Directives 79/267/EEC OJ L 63, 13/3/1979
- (6) Council Directives 73/239/EEC OJ L 228, 16/8/1973
- (7) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *EU Banking and Insurance Insolvency*, Oxford University Press, 2006, p12.
- (8) 田嶋洋輔「EUの金融機関倒産規制—比較分析の観点から—」『金融法研究』1100年1-1四期 10月
- (9) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, p12-13.

- (10) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, p15.
- (11) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, p107.
- (12) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, pp108-112.
- (13) 例ベシ、英國の金融カードと繋がり、裁判所が保険会社の解散の命令に従事し、保険金額の削減を命じる事ある（[1]七七条）。
- (14) Council Directives 92/49/EEC OJ L 228, 11/8/1992
- (15) Council Directives 92/96/EEC OJ L 360, 9/12/1992
- (16) 既発行権 業界規範∞ | ○五頁
- (17) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, p121.
- (18) 銀行通産指令による回収の規定が盛り込まれる。貝原幸雄 前掲注∞ | ○五頁
- (19) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, p123.
- (20) 既発行権 業界規範∞ | ○五頁
- (21) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, pp128-129.
- (22) incurred but not reported : 既発生未報知の業界事例∞∞∞。
- (23) 木村栄一 著『「米国保険法典』 真摯保険事業総合研究所 (一九九六) 四 | 五一四 | 六頁
- (24) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, p129.
- (25) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, p134.
- (26) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, p136-138.
- (27) Safeguard 既発行権 “...shall not affect the right... (…の権利とは影響されぬだ)” という形で規定される條項を二つ。
- (28) Gabriel Moss, QC and Bob Wessels ed., *op cit.*, p145.
- (29) 既発行権 業界規範∞ | | | — | | |五